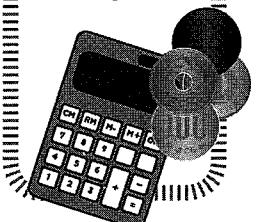


# 解説 1 節税対策の検討と実施は経理担当者の役割だ!



納税資金の予測が甘いと  
黒字倒産の可能性あり

「節税で税金を少なくしたい」とい  
うのは、誰もが考へることです。では  
節税はなぜ必要なのでしょうか？そ  
れは、節税をしないと「稼いだ利益の  
約30%の税金を支払う必要があるか  
ら」です。

仮に、稼いだ利益の30%を生産性の  
高い設備に投資すると、将来、投資額  
以上の大きな利益を生み出す可能性が  
あります。また、稼いだ利益の30%を  
従業員に還元すれば、従業員のモチベ  
ーションが上がり、さらに会社の業績

ります。  
このことから、経営者以上に会計・  
税務の知識を持つ経理担当者が、税金  
の予測をすることがとても重要になる  
わけです。

## 「節税」の基本を抑えておこう

経理担当者が税金の予測をして、經  
営者にそれを伝えると、きっとこう言  
われるでしょう。「もっと税金安くな  
らないの？」。

税金を安くする=節税は、会計・税  
務の知識がないと仕組みを理解するの  
が困難でアイデアも浮かびません。そ  
のため経営者に変わつて節税のアイデ  
アを出すことは、経理担当者の役割で  
あると言えます。

とは言え、節税しようとすればする  
ほど資金繕りが悪くなってしまうよう

では本末転倒です。つまり経理担当者  
としては、節税には「良い節税」と「悪い  
節税」があることを知つておく必要  
があるのでです。

ここで節税をするために、法人税等  
の基本的な仕組みを復習しましょ。  
節税をするためには、法人税等がどの  
ように計算されるかを知り、どこに手  
を打てば金額を下げられるか知る必要  
があるからです。

皆さんもご存知のとおり、法人税等  
は「所得×税率」で計算されます。所  
得が100万円、税率を30%とした場  
合、「100万×30%」=30万円」が法  
人税等としてかかるということです。  
よって、「所得」か「税率」を減ら  
すことができれば法人税等を下げるこ  
とが可能になります。

では次に、「所得」はどのように計  
算されるのでしょうか。所得は「益金  
-損金」「損金」という用語については聞

を良くすることもあるでしょう。  
では、稼いだ利益の30%の税金を払  
うどのような結果を生むでしょうか。  
たとえば、税金をたくさん払えば払っ  
た分だけ、国から受けるサービスの質  
が良くなり、会社の業績に好影響を与  
えるでしょうか。  
言わざもがなですが、そのようなま  
とはありません。このため、経営者は  
「できるだけ税金の払いを少なくした  
い」と考へるのです。

一方、経理担当者は、節税を考える  
前に「税金の予測」をすることが大切  
になります。

多くの経営者は経理担当者以上の会  
計・税務の知識は持つていません。月  
次の会計データを見て、儲かっている

か、儲かっていないかくらいはわかり  
ますが、「今期の税金はいくらくらい  
になりそうか？」まで予測できる経営  
者は少ないでしょう。

会社が急激に拡大するときには、運  
転資金がどうしても必要で、「利益は  
出ているが現金預金がない」という状  
態になりがちです。そのタイミングで  
適切な税金の予測がないまま決算を迎  
え、多額の納税をすることになつたら  
どうでしようか。

せつかく会社が好調で本業に集中し  
たいときに、納税のために経営者が資  
金調達に走り、頭と時間を使うことに  
なります。本当に最悪の場合は、納税  
資金の予測の甘さをきっかけに、資金  
繰りに窮して黒字倒産の可能性すらあ  
どうでしようか。

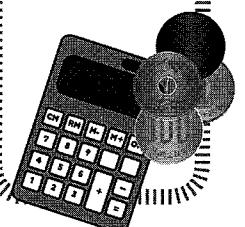
き慣れていらっしゃるかと思いますが、  
どちらも税法上の用語で、会計における  
「収益」「費用」と近いものと捉え  
ていただければ大丈夫です。

「収益」から「費用」を差し引いた  
ものが「利益」になるため「所得+利  
益=収益-費用」とザックリ理解して  
ください。

先ほど、「所得」か「税率」を減ら  
せば法人税等を減らすことが可能にな  
ると書きましたが、「所得」は「益金  
-損金」で計算されて、「益金+収益  
-損金」「費用」ですので、「収益」を減  
らすか、「費用」を増やすことが節税  
に繋がります。

まとめると、(1)「収益」を減らす、  
(2)「費用」を増やす、(3)「税率」を下  
げるの、3つを行なうことが節税の基  
本となります。

## 解説 2 節税には「悪い節税」と「良い節税」がある



「悪い節税」で会社を強くする法教えます  
節税につながらない  
支出に「注意！」

同じ税金対策でも、やつてはいけない節税もあります。たとえば短期的に税金が安くなつても、長期的に見ると会社の体力が弱くなるということでは、節税の意味がありません。ではどう

うな節税なら実行してよいのでしょうか。

まずは「悪い節税」の例を見ていきましょう。

たとえばこんな方法で税金を下げるはどうでしょうか。「収益を減らすために、売上を抜いてしまう」「費用

を増やすために領収書を偽造する」。これらは、言わざもがなですが節税ではなく脱税になつてしまします。合法的な節税と違い、脱税は違法で罪を問われることもありますので、やつてはいけません。

では、費用を増やそうとして以下の取引をすることは節税になるでしょうか？

### ① 借入金の返済をする

「借入金の一括返済をすると節税になる」と思われている経営者の方は、意外なほど多いです。借入金の返済をする=負債を減らす、という取引になるため、費用を増やす取引になりません。

### ② 敷金・保証金を払う

新たに物件を借りる際や、フランチャイズなどに加盟する際に敷金・保証金を払うことがあります。この敷金・保証金は将来、物件の解約やフランチャイズの脱退の際に返金される性質があります。そのため、支出時は費用ではなく資産計

上するのが原則となります。結果として節税になりません。

### ③ 法人税等・源泉税を払う

決算を終えて法人税等を支払うことや、従業員の給料から天引きしている源泉税の支払いをすることは節税になります。

また、源泉税は、従業員等が本来払うべき税金を天引きして納税する、という性質であるため、会社の経費にならないません。お金は出ていくにも関わらず、費用を増やさない処理のため、間違えないようにしましょう。

### ⑤ 30万円以上の資産を購入する

よく節税のために高級車を買うという話を聞きます。たとえば決算月に500万円の高級車を買うとどの程度節税になるでしょうか。中小企業の場合、30万円までの資産の場合は買ってすぐに費用化できる特例がありますが、500万円ともなるとその特例が使えません。そこで、いつたん資産計上して減価償却することになります。

耐用年数が6年の普通車を決算月に取得し、償却方法を分かりやすく定額法で計算すると、次の金額しか費用にできません。

500万円+6年×1カ月／12カ月＝  
約7万円

また、消耗品を大量に買い込むと、取得した期に使わなかつた分は貯蔵品として資産を増やす処理をします。いずれも、お金を支出してもそのタイミングですぐに費用にできるものではありません。



仮に社長が500万円節税になると想定外の話となるため、経理担当者は「決算

直前の高級車の取得はほとんど節税にならない」ということを伝える必要があるでしょう。車以外の機械設備なども同様の話で、決算直前に取得しても節税効果はほとんどありません。

以上のように、ここで挙げたケースは、基本的にすべて費用にならず節税に繋がらません。これらは節税をしようと思つて、節税になつてない、「ダメな節税」のケースです。

お金を支出したのに、税金も下がらないことになり、会社の資金繩りを圧迫することになるため、上記取引は節税を意図しては行なわないよう気をつけましよう。

悪い節税は  
社員のモラールを低くする  
税理士や経営者の中でも色々な考え方

また、従業員の立場からしても、事業に関連する設備投資ならともかく、まったく本業に関係ないマンションにお金を費やしていると、経営者の資質を疑うでしょう。

マンション経営すべてを否定するつもりは決してありませんが、製造業をしている会社でしたら、起業時に製造業をすることが最も稼げると思って事業をはじめたはずです。多角化を目指し、新たな事業の柱として他の分野に投資する場合を除いて、まず本業で投資が必要なものがないかをキチンと調べた上で、節税策を実行することが重要となります。

方があるかと思いますが、私は「悪い節税」とは次のようなものだと考えます。

- (1) 一部役員だけが得をする節税  
事業の成長に繋がらない本業以外への投資による節税

- (2) 税金を払うことを過度に嫌つて行なう節税

- (1) の例としては、一部役員が派手な交際費を使い費用を増やすことや、必要以上に高額な車を買うことが挙げられます。  
たしかに、交際費を使い費用を増やすことで節税の目的は達成していますが、それを見た従業員のモチベーションが低下して生産性が落ちるようになると、あつては、節税効果以上の損失となるでしょう。  
また、車に関しては、同業者や取引先との集まりなどに利用することで、可能性もあります。

次に(2)の例としては、製造業を行なっている会社が副業としてマンション経営をはじめるようなケースです。詳細な記載は省きますが、たしかにマンション経営をはじめると赤字が出て節税になることが多いです。  
しかし、そもそものマンション経営の知識が十分でないと、投資をはじめてから売却して投資を回収するまで、全体としてキャッシュフローがマイナスになり、節税額以上に現預金を失うことがあります。

事業上でプラスに働くことももちろんあります。しかし、節税が必要なくらい利益を生み出してくれた従業員への還元がなく、役員だけ恩恵を受けていると思われると、本業にマイナスの影響を与えるでしょう。

その上車は先述の通り、すぐには費用にならず、時間の経過とともに費用になる即効性の低い節税という側面もあります。

- (3) 税金を払うことの過度に嫌つて行なう節税
- （節税前の法人税等）  
収益200万円 - 費用100万円 = 利益100万円（※所得）  
所得100万円 × 税率30% = 法人税等30万円
- （節税後の最終現金残高）  
現金100万円 - 法人税等30万円 = 最終現金残高70万円

- ここで節税を考えて、現金100万円を支出して費用を増やした場合、法
- このように、節税をしなかつたら残

- 最後に(3)についてですが、「せっかく稼いだ現金を税金に取られたくない」ということで、現金を支出して「節税」をすると、会社の体力がなくなる

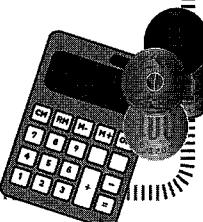
- ここで、車を購入して費用を増やした場合、法

- このように、節税をしなかつたら残

### 解説

3

## これが「賢い節税」のテクニックだ！



節税をしたら現預金が残らないという話をしましたが、それでは節税を一切せずに税金を払うのが正しい選択なのでしょうか。そうではなく、「賢い節税」をすれば良いのです。「賢い節税」は大きく分けて、①お金を使わない節税、②税率差を利用した節税、③会社を成長させる投資による節税、の3つに分かれます。

それについて、詳しく見ていくことにしましょう。

### お金を使わない節税

「悪い節税」はお金を使って会社の

財務体質を悪化させるから良くないという理屈から言えば、お金を使わない節税であれば「賢い節税」ということになります。

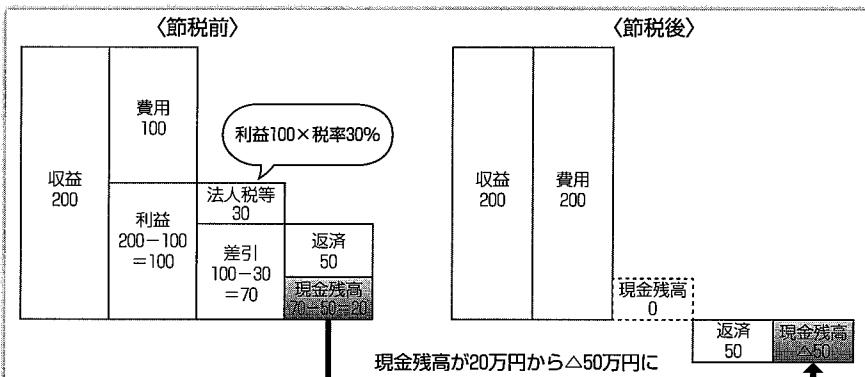
具体的には以下のようないふたつのケースです。  
 ①回収できない債権を貸倒処理する

会社が持っている債権について、以下の場合に貸倒処理をして、債権を費用化してお金を使わずに節税することができます。売掛金、受取手形などの債権で長期間滞留しているものの状況を確認し、以下の事例に当てはまるか検討しましょう。

(イ) 法的整理によらない場合でも債権者が入手した場合は、以下のケースに該当しないか検討しましょう。

(ア) 法的整理により債権額の切捨てが決まった場合

図表1 「悪い節税」は財務体質を悪くする



ついたはずの現金70万円が、節税をした結果残らないことになります。税金の支払いを過度に嫌って、毎年税金を払わないように現預金を支出して節税をすると、一向に会社にお金が残りません。これでは会社に万が一何かあります。

また際に、耐える体力がなくなっています。

### 「悪い節税」は財務体質を悪化させる

一方で、節税をした場合の手元現金は次のようになります。

（節税後の最終現金残高）  
 現金100万円 - 節税のための支出100万円 - 元金返済50万円 = 最終現金残高△50万円

（節税前の最終現金残高）  
 現金100万円 - 法人税等30万円 - 元金返済50万円 = 最終現金残高△20万円

過去に税金を払って現預金を貯めていれば、不足の50万円を補うことも可能ですが、節税ばかりを考えて現預金が貯まっていないと、外部から借入をする必要が生じてしまいます。

つまり、借入金の存在を無視して税金を払わないことばかりに気を取られると、会社の財務体質を悪くすることになるということなのです（図表1参照）。

図表2 法定繰入率

● 卸・小売業・料理飲食業…10／1000
● 製造業（電気業・ガス業・水道業など含む）
…8／1000
● 割賦販売小売業…13／1000
● 金融・保険業…3／1000
● その他事業（サービス業・不動産業など）
…6／1000

り個別引当をした債権のように不良債権化していない債権でも、一括して貸倒引当金を計上することが可能です。これを一括評価の貸倒引当金といいます。中小法人の場合、個別引当をした債権を除いた額に、図表2の法定繰入率を乗じた額を貸倒引当金として計上することが、税法上で認められています。

過去に貸倒損失が発生した実績に基づき貸倒引当金を計上することができます。こちらは計算式が複雑なため、経理担当者は過去の貸倒実績を顧問税理士に伝えた上で、一緒に正しい貸倒引当金の額を算出することをオススメします。

債権の経理処理については、相手先の状態が、通常の状態→不良債権化→倒産、という状況に応じて、経理処理が、一括引当の貸倒引当金→個別引当の貸倒引当金→貸倒損失、とステージが移っていく形になります。

貸倒引当金、貸倒損失とともに判断が

合で、かつ、担保がある場合には担保物を処分した後であれば、貸倒損失を計上して節税ができます。「回収不能の事実」が具体的に何を指すのか問題になりますが、たとえば「債務者について破産、強制執行、整理、死」、方不明、債務超過、天災事故、経済事情の急変等の事実が発生した場合」があります。

パターーン1ほど明確に税法上で規定されていないため、回収不能と判断するのに用いた証拠資料を揃えた上で、

回収不能の事実が明らかになつた場合で、かつ、担保がある場合には担保物を処分した後であれば、貸倒損失を計上して節税ができます。「回収不能の事実」が具体的に何を指すのか問題になりますが、たとえば「債務者について破産、強制執行、整理、死」、方不明、債務超過、天災事故、経済事情の急変等の事実が発生した場合」があります。

パターーン1ほど明確に税法上で規定されていないため、回収不能と判断するのに用いた証拠資料を揃えた上で、

## 〈パターーン2〉 回収不能の金銭債権

回収不能の事実が明らかになつた場合で、かつ、担保がある場合には担保物を処分した後であれば、貸倒損失を計上して節税ができます。「回収不能の事実」が具体的に何を指すのか問題になりますが、たとえば「債務者について

者集会等で債権額の切捨てが決まつた場合  
(ウ) 取引先の債務超過が相当期間継続し、その間に回収努力をしたが未回収の場合に、内容証明郵便等で債務免除を伝達した場合

顧問税理士と相談して貸倒処理するこれが望ましいでしょう。

## 〈パターーン3〉 一定期間取引停止後弁済がない場合

継続的に取引を行なつてた取引先

が、その資産状況、支払能力等が悪化して、その後の取引を停止するに至った場合で、取引を停止したときから1年以上経過した債権について、担保がある場合は担保を処分したうえで、その残額が回収に必要な経費を超えない場合には、1円を残して貸倒損失することができます。

文字だけ読むとわかりづらいのですが、シンプルな例としては、1万円の売掛金があるとき、回収予定期日から1年経過しても入金がない場合には、1円だけを売掛金として残し、9999円を貸倒損失として処理することがで

きます。

この場合、継続的な取引が条件の一

## 貸倒引当金を計上する

売掛金等の金銭債権について、取引

先が法的手続きを経て、たとえば破産手続開始に至った場合など回収可能性が低くなつた際には、貸倒引当金の計上をして節税することができます。これを、個別評価の貸倒引当金といいます。

具体的な例で見ると、売掛金が1万円あつた先が破産手続開始の申立てをしたときに、1万円×50%＝500円だけ、貸倒引当金を計上し節税をすることが可能になります。

また、回収可能性の低くない、つまり

難しい側面があるため、経理担当者は債権の状況を調査するところまでを仕事として、その状況を顧問税理士に伝えて、適切な処理を一緒に検討することができる無難でしょう。

## 固定資産台帳を見直し 除却・廃棄処理する

現場の人は不要と思つて処分した固

定資産が経理に伝わらず、固定資産台帳に計上されたままのケースがあります。このような場合、固定資産の除却処理をして費用を増やすことで節税が可能になります。

また、事業に利用していない固定資産のうち、売れない資産については廃棄をしましよう。固定資産を廃棄した場合、廃棄時点の帳簿価額の分だけ費用が増加して節税になります。

なお、資産を捨てた事実と、いつ捨

つなので、日常的に取引のある相手先への債権について使用する勘定科目である、売掛金のみを対象とする貸倒損失であることに注意しましょう。



てたかが税務調査で問題になる場合があります。

税務署としては、節税による固定資産の除却が本当にわざか調べる必要があるからです。

そのため、固定資産を廃棄する際には、廃棄に協力してもらつた業者から廃棄証明書など、何らかの資料を入手して保管しておくとよいでしょう。

### 含み損のある固定資産を売却する



事業に利用していない固定資産で、帳簿価額より時価が低いような資産がある場合、売却すれば売却損が費用になり節税が可能です。バブル期に買った遊休の土地などがあつたら、利益が出たタイミングで節税目的に売却を検討しましょう。

売却金額と節税額を合わせた金額を実質的な現金入金額と見ることができます。却額が手元に入り資金繰り上もプラスです。

額のまま決算書に計上されているケースがあります。この場合、売却をすれば売却損が生じ費用を増やすことができるで節税になりますし、売却額が手元に入り資金繰り上もプラスです。

どうしても買ったときとの差額が気になりますが、「含み損のある固定資産を売却する」ケースと同じ話で、ザックリとした計算で「(取得価額 - 売却額) × 税率30%」だけ税金の支払額です。

額のまま決算書に計上されているケースがあります。この場合、売却をすれば売却損が生じ費用を増やすことができるで節税になりますし、売却額が手元に入り資金繰り上もプラスです。

### 含み損のある有価証券について評価損計上する



を下げる効果があるため、そこも含めて売却を検討しましょう。

いわゆる季節商品で売れ残ったもので、今後通常の価額では販売することができます。そこで、今後通常の価額では販売すること

して計上することを検討しましょう。

上場有価証券の場合は、決算日時点の時価が、取得価額と比べて50%を超えて下落しており、かつ、将来に渡って回復の見込みがない場合には、取得価額と時価との差額を有価証券評価損として計上して節税をすることができます。

50%超の下落は数値で証明できるので問題ありませんが、回復の見込みがない、ということについては客観的に証明することが困難です。国税庁はその点について「回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重される」としています。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示

ます。具体的な数値で見ると、たとえばバブル時期に買った簿価9000万円の土地が使用されずに残つており、今年1000万円で売れたとします。すると

1000万円の節税効果+売却金額10000万円の3400万円を実質的な売却による現金入金額と見ることができます。そのため、経理担当者としては節税効果も含めた上で、経営者に意思決定してもらいましょう。

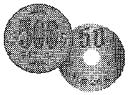
2400万円の節税効果+売却金額10000万円の3400万円を実質的な売却による現金入金額と見ることができます。そのため、経理担当者としては節税効果も含めた上で、経営者に意思決定してもらいましょう。

1000万円の3400万円を実質的な売却による現金入金額と見ることができます。そのため、経理担当者としては節税効果も含めた上で、経営者に意思決定してもらいましょう。

ができないことが過去の実績等で明らかな場合や、新しい製品が出たことにより型落ち品となり、通常の価額では販売できないようになつた場合は、評価損を計上して費用を増やして節税をすることが可能です。

また、少しでも売れる可能性があれば、思い切って価額を下げてセール価額で売却してしまつのも節税に有効です。売れる可能性が著しく低い商品でしたら、廃棄してしまえば税務上も確実に費用として認められます。廃棄する場合は廃棄費用がかかりますが、その費用以上に節税効果があれば賢い節税といえるでしょう。

### 陳腐化した商品の評価損等を計上する



株式等を価額の高いタイミングで売却を検討しましょう。

い、多額の含み損があるが取得した価額と時価との差額を有価証券評価損として計上して節税をすることができます。

### 含み損のある有価証券を売却する



して計上することを検討しましょう。

上場有価証券の場合は、決算日時点の時価が、取得価額と比べて50%を超えて下落しており、かつ、将来に渡って回復の見込みがない場合には、取得価額と時価との差額を有価証券評価損として計上して節税をすることができます。

50%超の下落は数値で証明できるので問題ありませんが、回復の見込みがない、ということについては客観的に証明することが困難です。国税庁はその点について「回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重される」としています。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示



されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められると考えられます。

また、非上場株式にも上場有価証券と似た制度がありますが、上場株式と異なり客観的な時価が非上場株式にはありません。しかしながら、非上場株式も価値が大幅に下落することがあるため、そのときには評価損が計上できます。

まず、発行法人が特別清算など法的整理の決定があった場合には、評価損を損金計上できます。

また、純資産額を発行済株式数で割った、1株当たりの純資産価額が取得時点と比べておむね50%以上下落した場合にも、評価損を計上できることになっています。

株主の権利として毎年決算書を入手することは可能であるため、非上場有価証券については、決算期の都度、1株当たりの純資産価額を算定して、評価損を計上できます。

いるかチェックしましょう。

### 所得拡大促進税制、雇用促進税制の税制優遇措置を適用する

所得拡大促進税制とは、ザックリ言えば「従業員の給与を増やした場合に税金を減額する」という税制で、平成30年3月末まで使える年限的な税制です。事前に税務署等に届け出が必要な制度ではないのですが、適用要件がとても難しく、顧問税理士がいても適用が漏れてしまふケースがあります。

自社の給料が前年比で増加している場合は、顧問税理士に上記税制を適用できるか確認し、節税の漏れがないか確認しましょう。特に新規設立法人の場合は減税効果が大きいため、経理担当者として注意が必要です。

次に、雇用促進税制は、ザックリ言えば「人を新たに雇った場合に、雇用

債権を計上できるか検討することは経理担当者の役割となります。

### 買掛金・未払費用などを厳密に計上する

たとえば請求書の締め日が20日の会社で、3月21日から4月20日までに納品された商品の請求書がまとめて4月末に届くようなケースでは、3月21日から3月31日までの分だけ区分して当期の決算に入れて費用を増やすことが可能となります。

経理処理が煩雑にはなりますが、節税が必要なタイミングには、取引規模が大きい先については請求書をしっかりと見えて、買掛金・未払費用を厳密に計上することを検討しましょう。

### 未納付の税金、社会保険料を未払計上する

固定資産税などの税金については一部を除き、支払前でも費用計上することができます。決算時には未納付の納付書を整理して未払計上するようにします。

たとえばA社は常に黒字で税金を払い、B社は常に赤字で税金の納稅がない場合には、2社を合併させると黒字と赤字が相殺されて、節税することができる。具体的には次ページ図表3に挙げたような例です。

また、2社とも黒字の場合にも、「欠損金」という過去の赤字がある結果、税金の支払いがない会社が1社ある場合は、合併することで節税が可能となるケースがあります。

たとえば次ページ図表4のような例はじめのタイミングで採用予定があると分かっている場合には、雇用促進税制の適用を検討し、事前申請を行ないましょう。

自社だけでなくグループ全体という広い観点でも節税を検討しましょう。合併するためには登記費用や専門家報酬はかかりますが、それ以上の節税効果が見込める場合があります。

### グループ会社を合併させる

図表5 生命保険を使って「節税」を図る

## 〈生命保険に入らなかった場合〉

$$\text{1年目} : (1,500\text{万円} - 800\text{万円}) \times 34\%$$

$$+ 800\text{万円} \times 23\% = 422\text{万円}$$

$$\text{2年目} : 100\text{万円} \times 23\% = 23\text{万円}$$

$$\text{合計} : 422\text{万円} + 23\text{万円} = 445\text{万円}$$

## 〈生命保険に入った場合〉

$$\text{1年目} : (1,500\text{万円} - 700\text{万円}) \times 23\%$$

$$= 184\text{万円}$$

$$\text{2年目} : (700\text{万円} + 100\text{万円}) \times 23\%$$

$$= 184\text{万円}$$

$$\text{合計} : 184\text{万円} + 184\text{万円} = 368\text{万円}$$

## 〈生命保険による節税効果〉

$$445\text{万円} - 368\text{万円} = 77\text{万円}$$

万円、2年目の税金は0円となるため、合計422万円です。次に1年目に700万円、2年目に800万円の所得を出した会社を見る

と、「700万円×23%+800万円×23% = 345万円」と、77万円も先ほどの例と比べて税金が安くなります。2年間を合計した利益の額が同じ15

● 生命保険がよく用いられます。節税用の生命保険は、翌年以降に所得をズラすことが節税に有効になります。所得の計上時期をズラす手段として、

● わかりやすくするために非常にシンプルな例を見ると、1年目に高い税率となる所得800万円以上、たとえば1

500万円の所得が出たため、生命保険に加入して700万円費用を作つて節税したとします。そして2年目に解約し700万円生命保険の解約金があり、その他に100万円ほど所得が出ていた場合の試算は図表5のようになります。

● 以上のように、税率差を利用して節税をすることが可能です。

なお、実際の生命保険は払込期間が1年で、払込額の100%解約金がある商品ではなく、節税用の保険でも通常は5~10年かけ、払込みに対する解約金の割合が9割程度の商品がほとんどです。

図表3 黒字と赤字を相殺して「節税」を図る

## 〈合併前〉

$$\text{A社} : \text{利益} 1,000\text{万円} \times \text{税率} 30\% = \text{税金} 300\text{万円}$$

$$\text{B社} : \text{利益} \triangle 500\text{万円} \quad \text{税金} 0\text{円} \quad (\text{赤字のときは納税なし})$$

$$\text{A社・B社合計} : 300\text{万円} + 0\text{円} = \text{税金} 300\text{万円}$$

## 〈合併後〉

$$\text{合併会社} : (\text{旧A社利益} 1,000\text{万円} + \text{旧B社利益} \triangle 500\text{万円}) \times \text{税率} 30\%$$

$$= \text{税金} 150\text{万円}$$

## 〈合併による節税効果〉

$$\text{合併前税金} 300\text{万円} - \text{合併後税金} 150\text{万円} = \text{節税効果} 150\text{万円}$$

図表4 「欠損金」のある会社と合併して「節税」を図る

## 〈合併前〉

$$\text{A社} : \text{利益} 1,000\text{万円} \times \text{税率} 30\% = \text{税金} 300\text{万円}$$

$$\text{B社} : (\text{利益} 500\text{万円} - \text{欠損金} 500\text{万円}) \times 30\% = \text{税金} 0\text{円} \quad (\text{利益の範囲で欠損金を控除できるので納税なし})$$

$$\text{A社・B社合計} : 300\text{万円} + 0\text{円} = \text{税金} 300\text{万円}$$

## 〈合併後〉

$$\text{合併会社} : (\text{旧A社利益} 1,000\text{万円} + \text{旧B社利益} 500\text{万円} - \text{旧B社欠損金} 1,500\text{万円}) \times 30\% = \text{税金} 0\text{円}$$

## 〈合併による節税効果〉

$$\text{合併前税金} 300\text{万円} - \text{合併後税金} 0\text{万円} = \text{節税効果} 300\text{万円}$$

## 税率差を利用した節税

次に、「税率差を利用した節税」の例を見ていきましょう。

たとえば、所得の計上時期をズラし、800万円以下に対する低い税率を適用する方法が考えられます。

資本金1億円以下の法人については、所得800万円以下の部分は所得の約23%、所得800万円超の部分については約34%が税金として課され、10%以上差があります。年間所得1500万円の会社は、「(1500万円 - 800万円) × 34% + 800万円 × 23% = 422万円」の税金が課されるという意味です。

ここで、所得が1年目は1500万円、2年目が0円の会社の税負担は、1年目の税金は先ほど計算した422万円



10万円未満の資産を購入した場合は減価償却することなく、取得したタイミングで全額費用にすることができます。また、資本金が1億円以下の会社では、30万円未満の資産は合計300万円まで、取得したタイミングで費用にできる特例措置があります。

いざれ必要な投資の場合は、利益が出た際に30万円未満の必要な資産を購入すると節税に有効です。

#### 10万円未満の資産を購入した場合は減価償却することなく、取得したタイミングで全額費用にすることができます。

#### ・投資減税策を使った節税

通常は「30万円以上の資産を購入してもすぐには費用にならず、時の経過に応じて費用化していきますが、時限的に設けられている、生産性向上投資促進税制という制度を満たせるように一定の条件を整えると、投資したタイミングで全額費用にできます。

生産性向上投資促進税制は、設備を

導入する際にメーカーに証明書を出してもううだけで適用できるケースもあるため、多額の設備投資をする際は、当該税制が適用できないか検討しましょう。

通常の設備投資は、設備購入による資金流出+税金の払いによる資金流出の2つが重なりますが、購入したタイミングで全額費用にできると、税金の払いが大幅に軽減されます。いざれ必要で会社を成長させる投資でしたら、このような时限的な優遇制度がある際に投資をすると、会社の財務体質を弱めずに投資をすることが可能となります。

#### ・設備の修繕を行なう

資産の購入は上記のように金額の制限がありますが、設備の修繕については特に制限がありません。

そのため、生命保険を使い税率差であります。

節税を図る場合は、5～10年は毎期保険を支払うキャッシュフローを確保する必要があること、及び、払込みに対して取引を行ないましょう。

また、保険は節税以外にも方が一に対する備え、という側面も含めて効果を見る必要がありますが、節税だけを目的にする場合、中小企業倒産防止共済への加入をオススメします。

本来の目的としては、取引先が倒産した際に最大8000万円まで貸し付けを受けられる制度ですが、掛金の全額が費用となる、40カ月以上払い込むと解約手当金が100%になることがあります。節税目的に加入する方がほとんどです。生命保険の節税に抵抗がある経営者に対しては、払込先が独立行政法人中小企業基盤整備機構という国が関係する機関のため、経理担当者としてもオススメしやすい制度になるかと思

#### 個人と法人の税率差を利用した節税



中小企業の場合は社長と会社が一心同体で、会社にお金がないときは社長がお金を出すケースがほとんどです。

そのため利益が多額に出たときには翌年に800万円超に対する高い税率が適用されないように、役員報酬を増額させて、個人と法人トータルで節税を図ることも有効です。

個人の所得税及び住民税の税率は、所得に対して15%から55%ほどかかります。

が、たとえば給与として年間1000万円払った金額すべてに税金がかかるわけではありません。様々な控除項目があるため、実際に課税される金額は個々人の状況によって違いますが600万円程度です。

#### 会社を成長させる投資による節税

最後に「会社を成長させる投資による節税」を見ておきましょう。

#### ・30万円未満で必要な資産を購入する

円、年間1200万円程度は社長に給料を払っても、個人と法人トータルの税金の支払いは少なくなるケースが多いです。それになると、法人に残した方が節税になります。

なお、法人に借入金がある場合には、先述の通り税金を払ってでもお金を貯めないと、会計・税務の仕組み上いつまでたっても借入金の残高が減らないことになります。節税だけでなく、会社の財務状態も検討しながら役員報酬を設定しましょう。

そのため、目安として月に100万円、年間1200万円程度は社長に給

設備がある場合は、利益が出た際に修繕を行なうと、税金の観点からもメリットがあります。

なお、100万円単位になるように計上すべきものか税務署と見解が分かれるおそれがあるため、事前に顧問税理士に相談の上で修繕を実施します。

#### ・従業員に決算賞与を払う

節税が必要なくらいの会社に貢献してくれた従業員に賞与を払うこと、会社の成長に繋がるでしょう。なお、期中に支払いまで完了すれば何の問題もなく経費になり節税となります。例外的に資金繰りの都合で期中に支給できず未払いの場合も、次の一要件を満たせば経費にすることが可能になります。

- ① 決算期末までに、その支給額を各人別かつ同時期に支給を受ける全従業員に対して通知していること
- ② 通知した金額を、通知した全ての従業員に対して、決算日から1カ月以内に支払うこと
- ③ 通知した金額につき今期中に損金として経理処理をしていること



●のむら あつし

公認会計士、税理士。1984年3月生まれ。慶應義塾大学を卒業後、公認会計士資格を取得。大手監査法人で最先端の会計・税務を習得し、さらに金融機関監査を経験したことで、お金を貸す立場からのモノの見方を学ぶ。2014年に創業50年超の会計事務所を、「税理士法人のむら会計」として法人成りさせ、代表就任。通常の税務顧問だけでなく、経営者のドンブリ経営ゆえの漠然とした不安や、社長と社員の立場の違いからくる危機感のズレを解消し、長のビジョンの実現化をサポートする。「況」最近の興味は、3歳の娘と1歳の息子の子育てです。同じ会計士資格を持つ妻の仕事に復帰する予定で、仕事と育児の両立が課題。趣味はゴルフで、スコアアップ向けマンツーマンのトレーニングジムで筋トレ中です。

2016年7月号

〈在庫有〉

#### 特集／「良い税理士」「ダメな税理士」 一はっきり言ってここが違う!!

経理の経験年数別に目指すべき「実務知識の習得レベル」  
「欠損金の繰越控除」のことがスラスラ分かる30分講座  
超低金利のいま時代にオススメの「個人資産の運用法」  
「派遣社員」を使うときに知っておきたい法律の知識Q&A  
思わず乗りたくなる「ハイテク&ユニーク・ヘルスマスター」  
有名人が語る「わたしの金銭哲学」(尾川とも子さん)

## BACK NUMBER

['16.5月号～'16.9月号]

バックナンバーのお求めは

**03-3944-2684**

…まで

本誌は契約読者向けの限定出版のため、  
在庫切れのものがあります。ご了承ください。税・送料込みで1部900円です。

2016年6月号

〈在庫有〉

#### 特集／経理・税務担当者のための 「おさらい法人税」

最近注目の「経営改善サポート保証」のことが分かる30分講座  
話題の「消費税のインボイス方式」のことが分かるセミナー  
銀行は「あなたの会社の決算書」のここを見ている!!  
簡易版／「自社株評価」のやり方教えます【後編】  
短期連載／中小企業のための「マイナンバー制度」の実務講座  
雨の日を楽しむための「ユニーク・レイングッズ」カタログ  
有名人が語る「わたしの金銭哲学」(畠山隆則さん)

2016年9月号

〈在庫有〉

#### 特集／いまこの時代に経理に絶対オススメの 「厳選10資格」

取引銀行との「利下げ交渉」の上手な進め方  
「労務トラブル」を事前に100%防止するための心得集  
間違えやすい 迷いやすい「ソフトウェア」の税務7Q7A  
「賃金制度を見直す」ときに検討すべきこれだけのこと  
思わずコインを入れたくなる「おもしろ貯金箱」ベスト10  
有名人が語る「わたしの金銭哲学」(廣瀬俊朗さん)

2016年5月号

〈在庫有〉

#### 特集／経理実務に影響のある 「28年度税制改正」まるわかり

「問題社員」にトラブルなく辞めてもらうための留意点  
意外と迷いやすい「給与計算」にまつわる疑問9問9答  
知っておきたい「外形標準課税」の基本知識 Q&A  
簡便版／「自社株評価」のやり方教えます【前編】  
短期連載／中小企業のための「マイナンバー制度」の実務講座  
イライラ気分をなぐませてくれる「癒し系文具」カタログ厳選10  
有名人が語る「わたしの金銭哲学」(水沢アキさん)

2016年8月号

〈在庫有〉

#### 特集／雇用にまつわる 「助成金」フル活用マニュアル

「少額減価償却資産」の税務の疑問が氷解するQ&A  
「デキる経理」になるために今日から実践したい6つの習慣  
「日本政策金融公庫」から上手に融資を引き出す法  
いまのうちに考えておきたい「有期雇用社員対策」のポイント  
「中小企業経営承継円滑化法」ここがこう改正されています  
編集部イチオシ！「お洒落&ユニーク Coffee Shop」  
ガイド  
有名人が語る「わたしの金銭哲学」(東貴博さん)